

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則のあらまし

- 1 少年法及び地方公務員災害補償法施行規則の改正を踏まえ、休業補償を行わない場合に、当該職員が少年法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合及び同法66条の規定による決定により少年院に収容されている場合を追加します。
- 2 この規則は、公布の日から施行します。